

# 山梨中央ロータリークラブ

Rotary International District 2620  
Yamanashi Chuo Rotary Club  
2014-2015

会長 原田 哲 副会長 樋貝 浩久  
幹事 田中 雅貴 副幹事 田中 雅承  
会計 田中 雅承 会報 竹野 満

事務所

〒409-3812 山梨県中央市乙黒 158-2

(山梨ビジネスパーク (株)カルク内)

TEL 055-273-5344 URL <http://yamachuo-rc.net/>

FAX 055-273-8010 E-mail [rotary@yamachuo-rc.net](mailto:rotary@yamachuo-rc.net)



ロータリーに  
輝きを

2014~2015 RI 会長  
ゲイリー C.K.ホアン

第 2620 地区 ガバナー  
岡本 一八

【例会日】  
毎週金曜日 12:30~13:30

【例会場】  
(株)カルク (055-273-5344)

Weekly Report

2015年 6月 19日 第1679回例会

## 本日のプログラム

略 予情 米山奨学生 卓話

### 会長挨拶

#### 「簡易課税制度とは」

会長 原田 哲

前回の説明の中で、簡易課税制度を選択すると納付すべき消費税額は、課税売上に係る仮受消費税額とみなし仕入率で計算するから、控除すべき消費税額が仮受消費税額を上回ることはないと説明しました。

みなし仕入率は業種ごとに、小売業80%、卸売業90%、製造業70%、サービス業60%・50%と定められています。具体的に計算方法を説明します。

1 課税期間（1年間）の課税売上が4千万円の卸売業者の場合は、課税売上に係る仮受消費税額は320万円で、それに対しみなし仕入率が90%で288万円が控除されますから、納付すべき消費税額は32万円となります。上記の事例の場合は卸売のみの例でしたが、もし、上記の売り上げのほかに小売りが800万円あった場合にはどう計算するかというと次のようになります。

4,800万円の課税売上に對する仮受消費税額は、384万円となります。控除される消

費税額は卸売部分が90%で288万円、小売部分のみなし仕入率は80%で、512千円となりますから、控除額の合計額は3,392千円となり、従って、納付すべき消費税額は448千円となります。

本則課税制度における課税仕入れのかかる消費税額は、個々に課税仕入れの日時、仕入れた資産等の明細、仕入先、金額等の明細を記帳しなければなりません。しかし、1年間の課税売上が5千万円以下の零細事業者にとって、課税売上と課税仕入れのすべてを克明に記帳するというのは非常な事務負担であり、消費税制度を定着するにあたり大変な障害になると考えた税務当局は、簡易課税制度を導入して円滑な消費税制度の定着を図ったものです。

しかし、簡易課税制度も上記の事例のように事業の種類が複数ある場合、或は、自分の営んでいる事業がどの分類に該当するのか判断が難しいということになると、記帳の手数は省けますが、簡易課税制度だから易しいとは言いきれません。

業種区分の難しさの例として次のようなケースがあります。機械の部品を製造する業者の場合で、部品の原材料を自分で仕入れて加工し販売する場合は製造業の70%が適用されますが、元請け会社から材料の支給を受けて加工のみをする場合はサービス業の60%が適用

